

別記様式第7号

門川町公告第50号

公 告

下記森林について、森林経営管理法第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和4年10月19日

門川町長 山室 浩二



記

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所在地番	林班小班	地目	面積(ha)	経営管理権の 存続期間	備考
R4-2	6479-1	114-エ-13	山林	3.1522	公告の日から5年	
同上	同上	114-エ-2	山林			

2 縦覧場所

門川町農林水産課、門川町のホームページ

3 本公告により、門川町に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。